

蘇生会総合病院介護医療院重要事項説明書

1. 当施設の概要

当施設は京都市長の指定を受けた介護保険適用の介護医療院（事業所番号 26B0900031）です。
介護保険適用の利用者の定員は以下のとおりです。尚、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護事業所としての指定も受けております。

【本院】	【介護医療院】
名 称 蘇生会総合病院 開設者 医療法人社団 蘇生会 管理者 長澤 史朗 標榜科 内科・外科・脳神経外科等 標榜時間 午前 9時 ～ 午前12時 午後 2時 ～ 午後 5時 但し、急患は24時間受け付けます。 一般病棟入院基本料（10：1 入院基本料） DPC対象病院 脳血管疾患リハ（Ⅰ）・運動器リハ（Ⅰ） 呼吸器リハ（Ⅰ）・心大血管リハ（Ⅰ） 救急告示・開放型病院 労災指定・各種健康保険	名称 蘇生会総合病院 介護医療院 ▷ 介護医療院の入所定員 新館8F 60床 ▷ 人員配置基準 看護職員6：1 介護職員4：1 夜勤看護体制 20：1 以上 夜間勤務等看護（Ⅳ） サービス提供体制強化加算 （Ⅰ）イ ▷ 1床室 8部屋 4床室 13部屋 ▷ 食堂、談話室、特殊浴槽（ミスト浴）・シャワー室完備

事業の目的

蘇生会総合病院介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下に、入所者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う。又、その際は常に入所者の立場に立って、入所者の意志及び人格を尊重し、介護医療院サービスの提供に努める。

運営の方針

- （1）明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。
- （2）入所者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対する研修の実施、その他の必要な措置を講じるよう努める。
- （3）事業管理者及び入所者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部または一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある従事者は、暴力団員等であってはならない。またその運営について、暴力団員等の支配を受けない。
- （4）その他、事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

[相談窓口担当]

新館8Fで24時間受け付けております。担当は、看護師長、または介護支援専門員となっておりますが、不在の場合は、他の職員でも対応させていただきます。又、不明な点がございましたらお気軽にご相談ください。

2. 介護医療院の職員体制 令和6年4月現在

職員体制	資格	常勤換算	業務内容
管理者	医師	1名	職員の管理及び施設の管理等
医師		1.3名以上	入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を実施
看護師		12名以上	医師の指示を受け必要な看護を実施
理学療法士		1名以上	医師の指示を受け入所者の自立支援を目的とした必要なりハビリテーション
作業療法士		1名以上	医師の指示を受け入所者の自立支援を目的とした必要なりハビリテーション
言語聴覚士		1名以上	失語症、構音障害、難聴等に伴う聴覚、言語機能の回復に係る訓練を行う。
管理栄養士・栄養士		1.2名以上	医師の指示のもとに必要な栄養管理
薬剤師		0.4名以上	医師の指示のもとに必要な薬学的管理
介護職員		15名以上	入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
介護支援専門員		1名以上	相談援助、介護計画の策定
事務職員		1名以上	給付管理業務補助

3. 施設利用に当たっての留意事項

施設に入所される場合（短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護を含む）は入所時にお渡しし、ご説明させていただいた「入所に際しての留意事項」をご熟読いただくとともに特に以下の点に留意して当施設職員の指示に従ってください。

- (1) 貴方の居室は 新館8F _____ 号室です。
- (2) 消灯時間は午後10時です。
- (3) 食事時間 朝食は午前7時30分より 昼食は午前12時より 夕食は午後6時からです。主治医から居室での食事の指示を受けている場合を除き原則として8階の食堂での喫食をお願いいたします。
- (4) 医師、看護職員、介護職員の指示を守り、他の入所者の迷惑にならないようにしてください。
- (5) 施設内での飲酒、暴力等、他の利用者に迷惑をかけ、職員の指示に従わない場合又は療養上の注意等医師の指示に従わない場合は即時退所していただきます。
- (6) 火災予防上、全館・敷地内全面禁煙となっております。
- (7) 多額の現金、貴重品等はお持ち込みにならないようお願いいたします。尚、止むを得ない理由により、お持ちされる方は各自で充分注意して保管するようお願いいたします。
- (8) オムツ代は当施設の利用料に含まれます。そのためオムツは当施設でご用意いたしますので、お持込みされないようお願いいたします。

- (9) 電気コンロ、電気ストーブ等の電熱器の使用は防災管理の必要上禁止しております。
- (10) 入所中、荷物類やお見舞いの食品類等が長期間放置されますと、食中毒等衛生管理上問題が生じます。荷物類や食品類は整理整頓し、衛生管理に充分留意してください。又、食品類を長時間放置したままにされますと処分させていただくことがあります。
- (11) 止むを得ない事情により居室を変更させていただくことがありますのでご了承ください。
- (12) 施設内は精密医療機器等が設置されていますので、立入禁止場所には許可なく近寄らないようにしてください。尚、施設内での携帯電話のご使用も指定場所以外ではご遠慮ください。
- (13) 入所時の持参品は洗面用具（歯ブラシ・石鹸・爪切り・電動髭剃り等）、靴、入浴用具（タオル・バスタオル・シャンプー等）、パジャマ・エプロン等です。又、契約時時に印鑑、筆記具、保険証が必要です。
石鹸・シャンプー・リンス・ティッシュ等の消耗品と、タオル・バスタオル等は利用者の日常生活介護に影響のないように準備・協力をお願いします。又、私物への氏名記入も合わせてご協力ください。
- (14) ベッド回りに置かれる荷物類は必要最小限にしてください。
- (15) 外出・外泊される場合は施設所定の「外出・外泊許可願」を提出し、主治医の許可を受けた後で、外出・外泊してください。尚、主治医の指示、留意事項を厳守し外出・外泊時に病状の急変等があった場合は当施設にご連絡ください。「外出・外泊許可願」は時間等を記載しスタッフステーションに提出してください。又、外出、外泊の日数は1月に6日を限度としています。
- (16) 入浴については施設の入浴施設をご利用ください。尚、病状等により主治医の判断で部分入浴や清拭になる場合があります。又、入浴施設は男女別や時間帯により制限される場合がありますので看護職員の指示に従ってください。
- (17) 面会時間は全日 午後1時00分～午後4時30分までとなっておりますので定められた時間内をお願いいたします。又、他の入所者の方にご迷惑にならないようご協力を求めます。但し、感染状況により面会時間が変更になる可能性があります。そのためその都度、ホームページでご確認ください。

4. 利用料について

(1) 介護保険適用サービスがかかる利用者負担金について

介護保険で給付されるサービスにかかる利用料は原則として介護報酬の定めた額の1割又は2割、3割の負担となります。但し、介護保険の適用でも保険料の滞納により法定代理受領できなくなる場合があります。その場合は一旦介護報酬に定められた額の全額を徴収し、サービス提供証明書を発行します。この証明書を後日、住所地の市町村の介護保険窓口へ提出されますと払い戻しを受けることができます。

当施設に入所された場合の1日あたりの介護保険適用部分の利用者負担額は以下のとおりです。ここでは概算額（目安）とします。尚、この額その他、入所時、退所時や主治医の指示のもと療養上必要な薬剤師、管理栄養士の指導やリハビリテーション等を受けた場合は目安料金に所定の金額が加算されます。京都府の福祉制度や重症老人健康管理事業対象者等の受給証をお持ちの方でも、介護保険にかかる利用者負担額は必要となります。但し、生活保護受給者等は公費で補助される場合があります。又、病状の急変により当施設内で治療を受けられた場合は加入している医療保険の自己負担割合に応じた額が別途必要となります。

・高額介護サービス費

世帯での自己負担額（月額）が一定の上限額を超えた場合、申請により超過額が払い戻されます。但し、京都市に住民票のある利用者は受領委任払い制度を利用できます。この制度を利用すると高額介護サービス費を京都市が施設に直接支払うため、会計窓口での支払いは自己負担上限額だけで済みます（食事費用・居住費・個室料はこの限りに含みません）。「高

額介護サービス費受領委任払承認申請書兼支給申請書」及び「高額介護サービス費受領委任状」を記載後、施設で代行手続きを行います。

上限額については次の表のとおりです。

利用者負担段階		自己負担上限額 (月額)
第1段階	市民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給されている方等	15,000円
第2段階	市民税世帯非課税で合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下である方等	15,000円
第3段階	市民税世帯非課税で第1段階と第2段階に該当されない方等	24,600円
第4段階	世帯に市民税の課税者がおられ課税所得が380万円未満の方	44,400円
	世帯に市民税の課税者がおられ課税所得が380万円以上で690万円未満の方	93,000円
	世帯に市民税の課税者がおられ課税所得が690万円以上の方	140,100円

(2) 食事費用・居住費・個室料について

・食事費用

＜入所・短期入所療養介護・予防介護短期入所療養介護＞

食事は保険給付の対象からはずれ全額利用者負担になります。入所の方は、1日の食費は1,650円をいただきます（基準費用額に準ずる）。この負担額は、1日当たりで設定されています。但し、所得等に応じて基準費用額の減額制度（特定入所者介護・支援サービス費）があります。詳しくは介護保険を発行している市区町村の介護保険担当課にお尋ねください。短期入所療養介護・予防介護短期入所療養介護は1食ごとに計算させていただきます。

・居住費

施設の居住環境費の一部が保険給付からはずれ、居住費として4人室は1日当たり440円、個室は1,730円の利用者負担をいただきます。但し、所得等に応じて基準費用額の減額制度（特定入所者介護・支援サービス費）があります。詳しくは介護保険を発行している市区町村の介護保険担当課にお問い合わせください。

・個室料

個室料は1日 4,000円（トイレあり）（消費税別）、1日 3,000円（トイレなし）（消費税別）をご負担いただきます。

・特定入所者介護・支援サービス費

利用者負担段階			
利用者負担段階	食費 (月額の目安)	居住費（月額の目安）	
		従来型個室	多床室
第1段階 市民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給されている方等	9,000円 (300円/日)	16,500円 (550円/日)	0円

第 2 段階 市民税世帯非課税で合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下である方等 ＊障害・遺族年金等の非課税年金を含みます。	11,700円 (390円/日)	16,500円 (550円/日)	12,900円 (430円/日)
第 3 段階① 市民税世帯非課税で合計所得金額と課税年金収入額が80万円超で120万円以下である方等 ＊障害・遺族年金等の非課税年金を含みます。	20,400円 (680円/日)	41,100円 (1,370円/日)	12,900円 (430円/日)
第 3 段階② 市民税世帯非課税で第1段階、第2段階、第3段階①に該当されない方等	42,600円 (1,420円/日)	44,100円 (1,470円/日)	12,900円 (430円/日)

※1月を30日で計算しています。

※上記の第1段階から第3段階に該当する場合でも世帯を別にしている配偶者が市民税の課税者である場合や預貯金等の金額が一定の金額を超える場合には特定入所者介護サービスの支給対象となりません（生活保護を受給されている方等は除きます）。

(3) 保険サービス適用外のサービス内容と利用料について

①訪問理美容サービスについて

法人内老人保健施設「第2アールそせい」において、理美容サービスを実施しております。ご利用時は美容室「絃（いと）」にお問い合わせください。

②洗濯料について

当階にはコインランドリー（1回 100円）があります。又、どうしても利用者又はご家族による洗濯が困難な場合には、業者の方をご紹介させていただきますので、スタッフステーションまでご相談ください。

③オムツ料

介護医療院（短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護を含む）に入所されている場合のオムツ料は介護報酬に含まれ利用者のご負担はありません。但し、介護保険適用の病棟から医療保険適用の病棟に移られた場合、オムツ料は利用者のご負担となりますのでご了承願います。

④その他の日常生活品費

その他の入所生活に必要な物品は利用者やご家族にご準備いただきます。
寝巻貸与 希望される方は別途費用が必要となります。

⑤行事費

講師を招いての講演会や行事、催し物を希望された場合、参加者のみ費用をお支払いいただきます。
費用が発生する場合には、その都度参加希望を確認させていただき、同意のもとに実費で徴収させていただきます。

⑥健康管理費

インフルエンザ等の予防接種、健康診断を希望された場合は実費分をお支払いいただきます（公費助成制度が行われた場合にはその負担額のみになります）。

施設規定の診断書 1通 2,500円（消費税別）※その他の診断書の発行に際しては、そ

の都度金額の確認を行います。

⑦死亡の場合

死亡処置料 10,000円(消費税別)〈但し、希望される方のみ〉

寝 巻 き 2,800円(S・M) 3,500円(L)(消費税別)

〈但し、希望される方のみ〉

除 去 料 15,000円(消費税別)〈ペースメーカーの除去料として〉

⑧その他

その他の費用が必要となる場合は、その都度ご説明させていただき、同意のもと、徴収させていただきます。又、利用料等について支払いが困難な状況が発生した場合も、相談窓口にお申し出ください。施設内で検討して可能な限り対処させていただきます。

5. 利用料等の徴収方法の請求について

ア) 短期入所・介護予防短期入所の場合

施設退所日にまとめて請求させていただきます。銀行振込の場合は、7日以内に以下の口座にご納付ください。

イ) 長期入所の場合

毎月、末日の1回に締め切り、請求書は利用者の方又はご家族にお渡しいたしますので、1階、会計窓口でお支払いください。お取扱い時間は、窓口営業時間内の午後1時より7時までが原則ですが、日曜日、祝日でも担当職員が対応いたします。尚、銀行振込の場合は請求後7日以内に以下の口座にご納付ください。又、当院では各種クレジットカード・デビットカード・銀行引き落としも取り扱っていますので、ご相談ください。

ア) イ)とも締切日を超過し滞納されますと、退所していただくことになりますのでご注意ください。尚、退所時には必ず全額ご清算の上退所していただきます。明細・領収書は当施設指定の様式で発行しますが、明細は請求書をご参照ください。尚、領収書の再発行はいたしませんので失くさないよう大切に保管してください。

銀行振込の場合

三井住友銀行 伏見支店 普通 389298 名義人 医療法人社団蘇生会 理事長 津田永明

※なお振込手数料は各自のご負担となります。必ず振込人は利用者名でお願いします。

6. 損害賠償金が発生する場合

利用料、故意又は過失による備品・設備等の滅失損傷の損害賠償金を全額清算します。

7. 緊急時の対応や医療保険による医療行為が必要になった場合

これまでどおり病院内で主治医が診察し、適切な対応をとりますのでご安心ください(一部負担金がかかる場合があります)。

8. 各種証明書が必要とされる場合

作成に数日かかりますのでご了承ください。又、書類によって文書料をいただく場合がありますので、新館1階医事部にご相談ください。

9. サービスご利用に関してのお願い

- ・お茶やお菓子等のお心付け等は、一切不要です。
- ・利用者、職員の写真撮影は個人情報保護法の規定により禁止します。
- ・ハラスメント行為等、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合はサービス中止や契約を解除することもあります。
- ・騒音等、他の利用者の迷惑になるような行為はご遠慮ください。又、むやみに他の利用者の居室に立ち寄りしないでください。

10. サービスご利用にあたっての禁止事項

- ・当施設職員への暴力、暴言、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為。
- ・当施設職員へのパワハラ、セクハラ、モラハラ、カスハラ等の行為。
- ・サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNSに掲載すること。
- ・施設内での他利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動。
- ・施設内でのペットの飼育、面会時のペットの持ち込み。

11. サービス内容に関する苦情

当施設のサービス内容に関するご相談・苦情があればご遠慮なく8F スタッフステーション職員、師長、介護支援専門員までご相談ください。又は

- ・お住まいの区役所、支所、市役所、町村役場の相談・苦情窓口
- ・伏見区役所保健センター健康福祉部健康長寿推進課介護保険担当（075-611-2279）
- ・京都府国民保険団体連合会 介護保険課介護管理係相談担当（075-354-9090）

に苦情を伝えることができます。

12. 非常災害対策

当施設の非常災害対策については、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に関する計画に則るとともに、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して万全を期しております。又、緊急時は、蘇生会総合病院作成の業務継続計画書、消防計画書により緊急時は対応（各居室の責任者体制）いたしますのでご安心ください。

13. 身体拘束

当施設はサービスの提供に当たって、基本的に身体拘束を行っておりません。但し、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため止むを得ない場合は、拘束に対する必要性をご説明させていただき、同意のもとに行う場合があります。

14. プライバシー保護

居室における氏名の掲示を希望されない方はお申し出ください。

15. サービス提供の記録

- （1）当施設は介護医療院におけるサービスの提供に関する記録を残すこととし、契約の終了後5年間保管することとします。
- （2）利用者は前項記録の閲覧又は複写物の交付を受けることができます。但し、その際はカルテ開示委員会の規定する所定の手続きに拠ることとします。
- （3）利用者は別添の契約書の規定により、利用者又は当施設が解約を文書で通知し、且つ利用者が希望した場合、当施設は直近の介護計画及びその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

16. 施設サービス計画

当施設は次に定める事項を介護支援専門員が行います。

- （1）利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で介護医療院サービスの目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画書を作成します。
- （2）作成された施設サービス計画の実施状況を評価し、必要に応じて施設サービス計画を変更します。
- （3）施設サービス計画の作成及び変更の際は、その内容を利用者又はその代理人に説明します。
- （4）施設サービス計画書は3ヶ月に1度、又は6ヶ月に1度、ご承諾いただく必要があります。ご承諾が得られない場合は入居の継続ができないことがございます。

17. 介護医療院サービス内容

当施設は施設サービス計画、栄養ケア計画に沿って利用者に対し、居室、食事、介護サービス、その他介護保険法令の定める必要な援助を提供します。また、施設サービス計画、栄養ケア計画が作

成されるまでの期間も、利用者の希望、状態等に応じて、適切なサービスを提供します。

18. 要介護認定の申請に係る援助

- (1) 利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- (2) 利用者又はご家族が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。
- (3) 利用者の心身の状態が変化した場合は、要介護状態区分変更認定申請を利用者に代わって行います。

19. 退所時の援助

当施設は、終身施設ではありません。

契約が終了し利用者が退所する際には、利用者及びご家族の希望、利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

20. 事故発生時の対応について

施設では、サービス提供に関して事故が発生した場合の対応及び発生防止の指針を整備しています。

- (1) 施設は、事故またはインシデント発生時の担当者を配置しています。
- (2) 発生時には速やかに市町村、入所者の家族に連絡し必要な措置を講じます。
- (3) 発生した事故の状況やその際の処置を記録します。
- (4) 事故発生防止のための委員会及び研修会を定期的を開催します。
- (5) 発生した事故が賠償すべき案件の場合は、所定の手続きに沿って速やかに賠償します。

【市町村（保険者）の窓口】 伏見区役所 保健福祉センター 健康長寿推進課	所在地 京都市伏見区鷹匠町 39 番地の 2 電話番号 075-611-2278（直通） FAX 番号 075-611-1140 受付時間 午前 8：00～午後 5：30
【京都市伏見区以外の方の窓口】	所在地 電話番号 FAX 番号 受付時間
【家族緊急連絡先】	氏名 続柄（ ） 住所 電話番号 携帯番号 勤務先

21. ご利用時の送迎（短期入所に限る）

京都市伏見区下鳥羽にお住まいの方は送迎サービスをご利用いただけます。その他のご利用者様は、お体の状態等によりご相談賜ります。

22. 協力医療機関について

協力機関との間で利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的を開催する。

◆当院の概要と併設施設ご案内

医療法人社団 蘇生会 では以下の施設及び居宅サービスを実施しております。

(1) 蘇生会総合病院

院長 長澤 史朗

標榜科目 外科・内科・整形外科・脳神経外科・精神科・泌尿器科・耳鼻咽喉科・眼科・救急科・呼吸器内科・皮膚科・消化器内科・循環器内科・アレルギー科・麻酔科・肛門外科・リウマチ科・リハビリテーション科・脳神経内科・放射線科・歯科・歯科口腔外科・矯正歯科・形成外科・消化器外科・胆のう、肝臓、すい臓外科・婦人科

(2) 老人保健施設 アールそせい

施設長 京嵜 和光

入所定員 100名 (短期入所サービス含む)

通所リハビリテーション 20名

老人保健施設 第2アールそせい

施設長 相川 一郎

入所定員 90名 (短期入所サービス)

通所リハビリテーション 20名

(3) 居宅サービス

- ①蘇牛会居宅介護支援サービスセンター

- ## ②蘇牛会訪問看護ステーション

(4) サービスの内容の紹介

当蘇生会では、入所サービスの他に以下の居宅サービス等も実施しておりますので、介護保険に関するご相談・ご要望がございましたら、病院1階、相談窓口までお申し出ください（介護予防サービスも行っておりますのでご相談ください）。

サービス項目	サービス内容の概要
①居宅介護支援事業 ②居宅療養管理指導 ③訪問看護 ○介護医療院 ○短期入所療養介護 ○介護予防短期入所療養介護	①申請代行、ケアプラン作成、その他必要な相談援助 ②医師、薬剤師、管理栄養士が居宅を訪問して必要な指導を実施 ③本院と同一法人の蘇生会訪問看護ステーションによる訪問看護サービス ○施設サービス計画に基づき療養上の管理、看護、医学的管理下のもとに必要な機能訓練等の医療を提供する。 ○入所者の家族等の都合により介護医療院に短期間入所していただき療養上の管理、看護、機能訓練等の医療を提供する。

【事業所】

事業所名 蘇生会総合病院 介護医療院

(指定番号 26B0900031 京都市)

管理者名 長澤 史朗 

說 明 者 (印)

事業所担当者より上記の内容の説明を受け、上記内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

令和 年 月 日

(利用者) 〒 ー
住所
氏名 様 ⑩
上記署名は、 (続柄) が代行します

(代理人) 〒 ー
住所
氏名 様 ⑩
(続柄)

(身元保証人、
連帯保証人) 〒 ー
住所
氏名 様 ⑩
(続柄)

作成 令和 2年 3月 1日
改正 令和 6年 4月 1日
令和 6年 6月 1日
令和 6年 8月 1日
令和 8年 8月 1日

【個人情報提供の同意について】

運営規定第29条（秘密保持）の規程に関わらず、私（利用者）及び私の介護等に関わる家族の個人情報について、次に示す内容において、最小限の範囲で開示することに同意し、この書面の交付を受けました。

記

1. 入所中の治療・看護・介護に係る計画の立案や見直しのための、サービス担当者会議や、カンファレンス等で使用する時。
2. 退所に備えての、居宅介護支援事業所の介護支援専門員や関係する居宅介護支援事業者との在宅介護サービス計画立案に必要とする場合。
3. 他の医療機関への転入院や、介護保険施設への転入所、福祉施設への入所等の申請に際して求められたとき。
4. 介護保険の更新申請、認定区分の変更申請等、公的手続の為に必要とする時。
5. 上記以外で、私（利用者）及び私の介護等に関わる家族の利益に供すると判断されたとき。

令和 年 月 日

蘇生会総合病院 介護医療院

管 理 者 名 長澤 史朗

（利用者）氏名 _____ 様 ⑩

上記署名は、 _____（続柄 _____）が代行します

（代理人）氏名 _____ 様 ⑩（続柄 _____）

（住 所） 〒 _____

（電 話） _____（ ） _____

（家族代表者）氏名 _____ 様 ⑩（続柄 _____）

（住 所） 〒 _____

（電 話） _____（ ） _____